

防大総第1348号
平成16年11月24日

各 部 長
殿
各 学 群 長

防衛大学校長

防衛大学校広報活動委員会の設置について（通達）

改正 平成17年3月31日防大総第505号 平成19年1月9日防大総第7号
平成21年3月31日防大総第542号 平成22年4月1日防大総第477号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設 置

防衛大学校における広報活動に関する事項を審議するために、広報活動委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構 成

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 教官をもって充てる副校長
- (2) 副委員長 総務部長
- (3) 委員

ア 総合情報図書館及び各学群から防衛大学校長（以下「学校長」という。）が指名する教授1名

イ 総務課長、教務課長、訓練課長、学生課長、入学試験室長及び総合情報図書館事務長

ウ その他学校長が指名する者

3 審議事項

委員会は学校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 防衛大学校の広報活動に関する中・長期計画に関する事項
- (2) 防衛大学校の広報活動に関する企画・改善に関する事項
- (3) 防衛大学校のホームページ、入試及び校友会活動に関する広報に関わる事項
- (4) その他、委員長が必要と認めた防衛大学校の広報活動に関する事項

4 部 会

- (1) 委員会に、学校長が別に定める部会を置くことができる。
- (2) 部会は、学校長が指名する部会長及び部会員をもって構成する。

5 開 催

委員長は必要に応じ委員会を招集し、会務を総括する。

6 任 期

第2項第3号ア及びウの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 部長会議に対する報告

委員会で審議が終了した事項のうち、特に必要と認めた事項の審議結果を部長会議に報告するものとする。

8 庶 務

委員会の庶務は、総務課社会連携推進室が行う。

9 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。